

第34回長崎家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

令和5年6月20日(火)午後1時30分から午後3時00分まで

2 場所

長崎家庭裁判所大会議室

3 出席者等

(1) 委員(五十音順、敬称略)

井上善樹、片山隆夫、平 浩介、田中幸実、玉島健二、中島三博、中村尚志、濱田 剛、藤田成裕、

(2) 事務担当者

古賀事務局長、古賀事務局次長、高木首席家裁調査官、宮田次席家裁調査官、松井次席家裁調査官、乙須首席書記官、浦添総務課長、島村主任家裁調査官、検見崎総務課課長補佐(庶務)

4 議事

(1) 開会

(2) 新任委員の紹介(黒田委員、井上委員)

(3) 委員の自己紹介

(4) 委員長代理の指名

井上委員を委員長代理として指名した。

(5) 協議

「家庭裁判所における法教育について」
意見等の要旨は別紙のとおり

(6) 次回の予定

ア テーマ

「裁判所のデジタル化について」

イ 日程

令和6年1月23日(火)午後1時30分から(第1候補日)

令和6年1月31日(水)午後1時30分から(第2候補日)

ウ 場所

長崎地方裁判所・長崎家庭裁判所大会議室

(7) 閉会

(別紙)

(以下、発言者は、 : 委員長、 : 委員、 : 事務担当者等で略記する。)

テーマ「家庭裁判所における法教育について」

第1 説明

法教育の目的・法教育が目指すもの、裁判所の役割、長崎家裁におけるこれまでの取組について、浦添総務課長から説明スライドを基に説明した。

第2 庁舎見学

委員を少年審判廷及び考察室に案内し、説明した。

第3 意見等

検察庁での法教育の活動をご紹介いただきたい。

長崎地検においては広報活動をする中で中学生や高校生を対象に検察官の仕事、刑事手続の流れを説明していくという活動を行っている。平成21年当時は裁判員制度の広報を主に行っていた。裁判員制度が施行されて以降は、「ふれあい広報」という名称で検察広報を行うという形にシフトしてきている。具体的には検察広報官が主体となって中高生を対象に出前教室、移動教室等を中心に広報活動を行っている。

以前勤務していたところでは、中学校に行って、志望動機、検察官の仕事、刑事裁判の流れといったことを説明し、質問を受け付けたりしたことはあった。例年夏ころ、長崎においては関係機関の協力を得て県内の小中学校高校の教員を対象に法教育に関する教員研修を行っている。それ以外に弁護士会の主催でジュニアロースクールとして、裁判所、検察庁との共催で高校生の模擬裁判選手権を開催している。

令和2年度以降は、コロナ禍の影響もあり、各種広報活動を積極的にすることが難しい状況ではあったが、令和4年度は、西海市の離島にある2校と検察庁とをオンラインで結んでリモート出前教室を行った。今年度は、移動教室や職場体験を以前実施した学校に連絡をとって広報活動への理解を求めるなどして積極的な呼びかけを行っている。

弁護士会においてはどのような活動を行っているかご紹介いただきたい。

弁護士会としては、大きく分けて出前講義及び高校生模擬裁判選手権といったものを主に法教育活動を行っている。まず、出前講義であるが、児童生徒学生向けの小中高大学生を対象としている。教職員向け、一般向けの出前講座も実施している。

児童生徒学生向けの出前講義については小中学生が多く、憲法、主権者教育、裁判制度、いじめ問題、消費者問題、ネットトラブル、弁護士の職業講話など実際に弁護士が学校に行って生徒の前でお話しするという形で実施している。教職員向けの出前講義としては、校則問題、いじめ問題、インターネットモラルなど、一般向け出前講義については、例えば介護保険の事業所を対象にハラスメントの研修を出

前講義として実施している。

高校生模擬裁判選手権は、高校生を対象として刑事の模擬裁判を実演してもらうことで物事の捉え方、自分の理解を表現する方法を学んでもらって刑事手続の意味、刑事裁判の原則を理解してもらうことを狙いとする企画である。長崎県弁護士会と佐賀県弁護士会との合同で行っており、検察庁、裁判所にも協力いただいている。長崎と佐賀の各県で予選会を実施し、各県からの代表校1校を選出し、両県の代表校の対抗戦を本選として位置づけ実施している。令和4年度は、正当防衛が争点となる傷害事件の教材の記録を利用して高校生が検察官役、弁護人役で実演してもらい、現役の裁判官、検察官、弁護士等が審査員となって審査を行っていただいた。昨年の予選会参加校は、県内から3つの高校、合計31人の生徒に参加してもらった。予選会では、長崎は検察官役で高校生に準備をしてもらった。本来であれば裁判所の法廷をお借りして実施するところであるが、コロナの影響もあったため、オンラインで実演してもらった。準備段階で弁護士会から支援担当者として弁護士を各校に割り当て、各校上限5時間という形で実演する高校生の支援を行った。本選では長崎の代表校が弁護人役、佐賀県の代表校が検察官役として準備してもらいオンラインで実施した。本選の準備段階でも県の弁護士会から支援担当者4名を長崎県の代表校に割り付けて上限5時間の支援を行った。予選会、本選が終わった後に振り返りという形で講評等を行った。

司法書士会での活動をご紹介いただきたい。

司法書士会では、出張講義、講師派遣を主に法教育活動の促進ということで実施している。対象としては大きく分けて相続遺言とかの出前出張講座、高校での法律教室の開催、社会福祉協議会向けという形になる。

相続遺言の出張講座については、県のホームページに申込みがあれば日程調整の上、派遣している。高校での法律教室については、毎年県内の高校に案内し、レスポンスがあった高校の担当者と近隣の司法書士で日程、内容の調整を行って派遣している。対象者は卒業を控えた学生であり、申込みが多いのは実業系、私立の学校が多い。高校を卒業して、就職する方向けにということで、内容は消費者トラブルに関するものや、成人年齢の引き下げに関するもの、闇バイトの話もしてほしいとの要望もあるため、その都度要望に応じている。社会福祉協議会向けについては、直接申込みがあり、主に成年後見関係の講義をしているようである。

裁判所だけでなく、ご紹介いただいた各機関においても法教育を実施しているところである。法教育の必要性やアプローチの仕方等についてご意見をいただきたい。

今回のテーマは「法教育について」であるが、誰に対しての法教育かを考えていたが、法教育の対象者は、法律の専門家でない人たちが基本的に対象者ということが分かった。これからの社会を担っていく子供達、大人になる方が対象者になると

思っている。家庭裁判所の場合は、私達が一般的に争うイメージのある刑事裁判のような裁判ではないので、学校で習っている、あるいはテレビ等で見ているスタイルと違って理解されにくいかと思う。それぞれの役割分担があることを考えれば、いろんな形で、例えば、先程大学生向けに法教育をされていることの説明があったが、他に事例はないのか、あるいは横との連携を取り、役割分担をしながら対応していく考えはないのか。

家庭裁判所見学ツアーや職場体験を大学生対象に実施したとのことであったが、高校生や中学生等へ広げていく考えはないのか。あるいは、過去にそういった事例があったのであれば教えていただきたい。

これまで大学生を対象とするものが多かったが、高校生を対象に違った視点で法教育を実施することを検討し、今夏、高校生を対象に見学会を開催したいと考えている。県の教育委員会に見学会の趣旨等を説明し、高校生の選定についてご教示いただきながら進めているところである。裾野を広げるという意味もあり、家庭裁判所の仕組みを説明していきたいと考えている。横のつながりについては、まだ着手できてはいないのが現状ではあるが、ご意見を踏まえて今後検討していきたい。

学校の先生も家庭裁判所と地方裁判所の役割や仕組みまでは細かいところまではよく分からないのではないかと。学校の先生対象の見学ツアーも良いのではないかと。思うがいかがか。

検察庁において学校教員を対象として行っている法教育に裁判所も参加させていただいている。その他、裁判所では出張講義で学校に出向いて裁判員裁判について現職の裁判官が説明することが多いと思う。法廷傍聴に学校の先生が引率して生徒が来た時に裁判官が説明することもある。私も体験したがもっとも質問されるのは先生であり、生徒が聞き役になっているようなことが多いような記憶がある。先生を対象とした見学ツアーなども実施した方が良いと思う。

また、福祉関係、相続については、裁判所は事件を受ける立場であるため、説明というやり方は難しいと考えている。ただ、法律の枠組みややり方というものを広く理解していただくことが必要であることに変わりはないと思っている。

医師の立場から法教育についてどのように考えておられるか。

医療の点では、精神鑑定などは関係してくるところだと思う。精神的、身体的な問題等によっていろいろな事件等が生じることがあるので、そのあたりのところは線引きが難しいと思うが、法医学あるいは精神科の分野との関係性の構築というのが重要と思う。感想ではあるが、司法の仕組みを子供のうちから教えていき、争いをまとめてくれるような場所であるというようなポジティブな印象を子供の時に付けてもらうという面はいいことだと思う。模擬裁判等の取組については、リクルー的な意味合いも含んだ取組なのかなと感じた。

個人的な意見であるが、国語が苦手であり、法律の文面は堅苦しくてよく分から

ない。法律の読み方とか苦手な人も読んで理解しやすくなるような形になるといいかと思う。

リクルートという意味で申し上げますと、家庭裁判所調査官は専門職であるため、職場体験(ワークショップ)を通じて、大学生にその内容を知っていただきたい願望がある。あるいは、法曹人口が少なくなってきており、日弁連、法務省、最高裁判所においても何らかの対策を講じないといけないということが原動力となって法教育の面での活動、法曹というものの仕事の内容の魅力を採用という方向で一致した指向をしていると考えている。国語の問題は非常に難しい。判決文は長く、読みにくいということで、国民の皆さんが裁判員になった時に文章は短く、わかりやすい言葉にするということは、裁判官だけでなく、検察官、弁護士も平成21年の裁判員裁判導入時期の前後において検討してきたところであり、継続して取り組みたい。

気になったことは、各団体がそれぞれに子供に対する教育をするときに、どのように声掛けを行ったのか。大学生を対象とした見学ツアーの写真をみて、この大学生はどうやって応募してきたのか。また、見学ツアーの報道を見た学生が参加したいと言ってきた場合、その受け皿があるのかどうか、「実は今年は終わったので、来年しかないんですよ。」ではどうなのかと思う。

各庁で公募方法は様々だと思うが、ホームページに一般の公募として一定期間掲載して募るという方法もあるし、例えば、大学の先生を通じて学生に来ていただいたこともある。長崎市内の大学から学生を見学に行かせたいとの相談も寄せられているところである。

裁判所としてはできる限りの対応をさせていただくよう努力しているところである。

できるだけ多くの方の目に触れるようにしていただければと思う。

裁判所のホームページでは出前講義や法廷傍聴についての案内も行っている。

検察庁もホームページで移動教室や出前教室のプログラムがあることを案内している。応募については、基本的にはホームページを見たりとか、以前参加いただいた学校から要望いただいたりとか、あるいは先ほど少し紹介させていただいたようにコロナの関係で間が空いたということもあったので、こちらの方から以前参加いただいた学校等に働きかけを行っているという状況である。

弁護士会では、出前講義等、児童生徒向けの講義については教育委員会との間にパイプがあり、そこから要請があるということがかなり多い形になる。その他は弁護士会へ弁護士を派遣して講義をしてほしいと直接の依頼もある。

司法書士会では、先ほど申し上げたとおりであるが、相続、遺言に関してはホームページからの依頼が多い。高校生については、県下の高校に案内を郵送し、レスポンスいただいたところと日程調整して対応している。

報道機関の立場からこのような法曹による法教育はどのように見えているか、あるいは助言等をいただけないか。

見学ツアーはいいと思う。確かに身近に感じるようになるし勉強にもなる。やはりとっつきにくいのが最初のイメージである。裁判所なので敷居が高くて、逆に身近に感じてもらうのは困るのかもしれないが、取材してタイトルをつけるなら「家庭裁判所における法教育について」にしたら3秒でチャンネルを変えられてしまうと思う。どうしたら身近に感じてもらえるか考えたが、先ほど闇バイトの話もあったので「闇バイトをしたらどうなる？家庭裁判所見学ツアーで学ぶ」とかすれば少しは身近になって逆に法教育ができるのかなと思う。

色々な立場からご意見をいただき、やはり分かりにくいとか、どうやって入り口を見つけるのかといった点については、裁判所で働いているとなかなか思いが至らない面がある。キャッチフレーズや見出しとか、外に働きかけていくにはそういうところが必要であることを改めて感じた。

皆様のご意見を今後の家庭裁判所の施策に活かしてまいりたい。

(以上)